

○東大阪市新斎苑整備基本計画審議会規則

令和 7 年 3 月 31 日 東大阪市規則第 22 号

東大阪市新斎苑整備基本計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 42 年 東大阪市条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、東大阪市新斎苑整備基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東大阪市自治協議会の校区自治連合会の会長
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、新斎苑の整備基本計画の策定等に係る審議が終了するまでとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第 6 条 会長は、特に緊急を要するため審議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより審議会の会議に代えることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第 1 項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第 3 項中「出席した」とあるのは「意見を提出した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、健康部において処理する。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。